

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公表番号】特表2011-510327(P2011-510327A)

【公表日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2011-013

【出願番号】特願2010-544349(P2010-544349)

【国際特許分類】

G 01 N 33/68 (2006.01)

G 01 N 33/569 (2006.01)

A 61 K 38/00 (2006.01)

A 61 P 13/12 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/68

G 01 N 33/569 B

G 01 N 33/569 G

G 01 N 33/569 Z

A 61 K 37/02

A 61 P 13/12

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月10日(2013.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

腎不全対象の死亡リスクを特徴づけるための方法であって、

前記対象からのゲルソリンのレベルを予め決定された値と比較すること、および

前記予め決定された値と比較したゲルソリンのレベルに基づいて前記対象の死亡リスクを特徴づけること(ここで、前記予め決定された値より低いゲルソリンのレベルは、前記対象が増加した死亡リスクを有することを示す)

を含む、前記方法。

【請求項2】

予め決定された値が190ナノグラム／マイクロリットル(n g / μ l)血漿である、  
請求項1に記載の方法。

【請求項3】

予め決定された値が150ng / μ l血漿である、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

予め決定された値が120ng / μ l血漿である、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

対象からのゲルソリンのレベルを得ることをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

死亡が感染症により引き起こされる、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

腎不全対象の死亡リスクを特徴づけるための方法であって、

前記対象からのアクチンのレベルを予め決定された値と比較すること、および

前記予め決定された値と比較したアクチンのレベルに基づいて前記対象の死亡リスクを特徴づけること（ここで、前記予め決定された値よりも高いアクチンのレベルは、前記対象が増大した死亡リスクを有することを示す）  
を含む、前記方法。

**【請求項 8】**

予め決定された値が 0 . 0 1  $\mu$  g / m l 血漿である、請求項 7 に記載の方法。

**【請求項 9】**

予め決定された値が 0 . 1  $\mu$  g / m l 血漿である、請求項 7 に記載の方法。

**【請求項 10】**

対象からのアクチンのレベルを得ることをさらに含む、請求項 7 に記載の方法。

**【請求項 11】**

腎不全対象を処置するための医薬組成物であって、

該対象におけるゲルソリンのレベルを予め決定された値より高く上昇させるためのゲルソリンの有効量を含む、前記医薬組成物。

**【請求項 12】**

対象がゲルソリンによる処置を必要とする徵候を他に有さない、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 13】**

予め決定された値が 1 9 0 n g /  $\mu$  l 血漿である、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 14】**

予め決定された値が 1 5 0 n g /  $\mu$  l 血漿である、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 15】**

予め決定された値が 1 2 0 n g /  $\mu$  l 血漿である、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 16】**

ゲルソリンが、血漿ゲルソリン ( p G S N ) 、細胞質ゲルソリン ( c G S N ) 、アドビリン、ビリン、c a p G 、フライトレスプロテイン、フラグミン、セベリン、アドセベリン、プロトビリン、および / またはスーパービリンである、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 17】**

対象が透析を受けている、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。

**【請求項 18】**

対象が末期腎疾患有する、請求項 1 1 に記載の医薬組成物。